

資料編

1. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼津市は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）の基本理念に則り、本市の子どもの貧困対策に関する計画の策定に当たり、沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 子どもの貧困対策に関する計画の策定に関する事項
- (2) その他子どもの貧困対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者により、委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 教育・保育関係者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 公募委員
- (6) 庁内委員

2 前項の委員は、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団に属せず、かつ、同条第2号に規定する暴力団員等でない者とし、その就任承諾に際しては、就任承諾書を市長に提出しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がないときは開催できない。

(報償の支給)

第6条 委員が委員会の会議に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部こども家庭課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2. 沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会委員名簿

番号	構成	所属団体名等・職名	氏名
1	学識経験者	静岡福祉文化実践研究所	平田 厚
2	市民団体の代表者	沼津市自治会連合会 監査	土屋 新一
3	教育・保育関係者	沼津市私立幼稚園協会 会長	鶴谷 主一
4	〃	沼津市校長会 小学校幹事	大塚 弘一郎
5	社会福祉関係者	沼津市社会福祉協議会 会長	工藤 達朗
6	〃	沼津市民生委員児童委員協議会 会長	加藤 和幸
7	公募委員		横田 里江
8	こどもの貧困対策関係部長	沼津市市民福祉部長	久保田 弘行
9	こどもの貧困対策関係課長	沼津市子育て支援課長	山岡 祥子
10	〃	沼津市社会福祉課長	小林 孝子
11	〃	沼津市健康づくり課長	山本 幸司
12	〃	沼津市教育指導監兼学校教育課長	山崎 巖

第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画

令和6年3月発行

発行：沼津市

編集：沼津市 市民福祉部 こども家庭課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

電話：055-934-4827 ファクス：055-934-0345

メールアドレス：kosodate@city.numazu.lg.jp